

■ 1 手当

①社会福祉課 内線3208

制 度 名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問 合 せ
障害（児）者 扶助料	障害を有する方に対して扶助料を支給します。 <支給額>（1人当たり） ○重・中度障害者 月額7,000円 ○軽度障害者 月額2,500円 （市民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯） <支給日> 9月・3月の25日 （土、日、祝日は前日） ※申請月の翌月分から各支給月分まで支給します。	○重・中度障害者 身体障害1～3級 知的障害A・B級 精神障害1・2級 ○軽度障害者 身体障害4～6級 知的障害 C級 精神障害 3級 ※上記の手帳をお持ちの方 ※施設入所者は対象外（一部施設を除く）	1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 2 対象者の預金通帳 3 転入の方のみ 世帯全員の市民税課税又は非課税証明書	①

